

高等学校入学者選抜Web出願システム構築業務委託

企画提案実施要領

令和8年6月4日

山梨県教育委員会

1. 企画提案を求める理由

本県では、県立高等学校（甲府市立甲府商業高等学校及び山梨県立高等支援学校桃花台学園を含む。以下「高校」という。）の入学試験（以下「入試」という。）に係る手続きは、紙及びUSB媒体で処理している。このため、書類紛失のリスクや書類の搬送、修正の手間などの課題があり、これらの課題を解消し、志願者の出願手続の効率化や教職員の負担軽減、セキュリティを向上する仕組みの構築が必要である。

このような背景の下、デジタル技術を活用して志願者及び中学校の出願手続や高校における入学者選抜、入学許可予定者の発表等の入試に係るプロセスをデジタルで完結させる新たなシステムを導入する。

新たなシステムの導入にあたっては、入試に関する高い理解と知識・経験はもとより、クラウドサービス環境やセキュリティ対策などの高度かつ専門的な知識・経験が必要不可欠であり、受託者の有するノウハウやシステム設計・構築能力が本事業の成果に与える影響が極めて大きいことから、この要領に基づいてシステムの導入に係る企画提案を求めるものである。

2. 企画提案の概要

2.1 業務の名称

高等学校入学者選抜Web出願システム構築業務委託（以下「本業務」という。）

2.2 業務内容

別紙「高等学校入学者選抜Web出願システム構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

2.3 予算上限額

本業務に係る予算上限額は、金60,028,877円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3. 企画提案書作成要領等の交付

3.1 交付期間

公告日から令和8年6月24日（水）まで

ただし、上記期間の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3.2 交付場所

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号防災新館3階

山梨県教育委員会総務課教育企画室高校改革担当

電話番号 055-223-1767

3.3 事前連絡

交付を希望する者は、必ず事前に3.2の場所に電話連絡すること。また、別紙様式の電子データの交付を併せて希望する場合はその旨を伝えること。

3.4 企画提案実施要領等の取り扱い

本企画提案に係る交付書類は本企画提案のみに使用し、その他の事項には決して使用しない

こと。なお、交付書類のうち、仕様書（仕様書別紙を含む。）及び参考資料5（山梨県教育情報セキュリティ対策基準）については次のいずれかのタイミングで書面を返却すること。

- ・ 企画提案参加資格確認申請書の提出期限翌日（左記申請書を提出しない者）
- ・ 企画提案不参加表明書の提出時（企画提案不参加表明書を提出する者）
- ・ 一次審査結果通知受領時（一次審査で優秀提案者とならなかった者）
- ・ 二次審査終了時（二次審査の全対象者）

4. 企画提案参加資格の確認

4.1 企画提案参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又はその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案参加者相互の間に資本関係又は人的関係がないこと（企画提案実施要領別紙の基準を満たすこと）。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有する技術者を専任させることができる者であること。

4.2 企画提案参加資格の確認

企画提案への参加を希望する者は、4.1に掲げる要件の全てを満たす者であることを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）に次の資料を添付し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出された申請書類は返却しない。

- (1) 誓約書（別紙様式第2号-1）及び役員名簿（別紙様式第2号-2）
ただし、山梨県物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付することにより、上記添付書類の提出は不要とする。
- (2) 会社概要等整理表（別紙様式第3号）
既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それも併せて添付すること。

- (3) 資本関係・人的関係等に関する調書（別紙様式第4号）
- (4) 履歴事項全部証明書【写し可】（書類提出日から3か月以内に発行されたもの）
- (5) 専任技術者証明書（別紙様式第5号）

4.3 提出期限

令和8年6月25日（木）午後5時

4.4 提出場所

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号防災新館3階
山梨県教育委員会総務課教育企画室高校改革担当
電話番号 055-223-1767

4.5 提出方法

申請書の提出は、持参又は郵送（期限までに必着）によるものとする。

持参する場合は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。なお、郵送した場合は、4.4の場所に必ず電話にて郵送した旨を伝えること。

4.6 企画提案参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は郵便により通知する。なお、企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、当該通知を受理した日から起算して5日以内に山梨県教育委員会教育長宛ての書面（様式自由）を4.4の場所に郵送（必着）又は持参すること。理由は書面にて回答する。

5. 質問及び回答

5.1 質問の受付

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案及び仕様書等に関して質問がある場合には、質問票（別紙様式第6号）に日本語で記載の上、電子メールにて次の宛先に送付すること。その後、4.4の場所に電話連絡を行い、質問票の受領確認を行うこと。

なお、本企画提案に関係のない質問や本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には回答しないことがある。

山梨県教育委員会総務課教育企画室高校改革担当

E-Mail : kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

メール件名：入試システム企画提案に関する質問について

(2) 受付期間

公告の日から令和8年7月2日（木）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は随時行うものとし、令和8年7月8日（水）午後5時までに全ての質問に対して企画提案書作成要領等の交付を希望した全員に電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領した旨を電子メールで返信すること。

6. 企画提案書一式の作成及び提出

企画提案書一式の作成にあたっては、仕様書を熟読の上、高等学校入学者選抜Web出願システ

△構築業務委託企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき、書面で作成して提出すること。

6.1 提出部数及び提出方法

作成要領に記載する書面を正本各1部、副本各10部及び電子媒体（CD-R又はDVD-Rに格納）で1部提出すること。提出は持参又は郵送とし、期限を過ぎて提出された書類は受け付けない。

6.2 提出期限

令和8年7月14日（火）午後5時（郵送する場合も必着）

ただし、上記期間のうち、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

6.3 提出場所

4.4の場所に提出すること。また、郵送した場合は、提出場所に必ず電話にて郵送した旨を伝えること。

7. 審査及び優先交渉者の決定に関する事項

7.1 審査方法

受託者については、一般公募により幅広く企画提案を募る公募型プロポーザル方式により選定するものとし、企画提案書の審査は高等学校入学者選抜Web出願システム構築業務委託に係る企画提案審査委員会（以下「審査会」という。）において、次のとおり行う。

- ・ 審査は「6 企画提案書一式の作成及び提出」により提出された企画提案書一式及び「4.2 企画提案参加資格の確認」により提出された書類を基に、書面審査により優秀提案者を決める一次審査とヒアリングによる質疑応答内容を加えて最優秀提案者を決める二次審査を実施する。
- ・ 一次審査の結果、上位3社を優秀提案者として選定し、二次審査の対象とする。
- ・ 参加資格を有することを確認された参加申請者が3社以内の場合は一次審査を省略できるものとし、参加資格を有する全ての者を優秀提案者とする。
- ・ 審査では、高等学校入学者選抜Web出願システム構築業務委託企画提案審査基準により企画提案内容及び経費等について総合的に評価・審査を行い、採点の合計により各提案者の順位を決定する。得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

7.2 ヒアリング（二次審査）

優秀提案者を対象として企画提案に係るヒアリングを次のとおり実施する。

- ・ 令和8年7月27日（月）に実施を予定する。時間及び場所については、優秀提案者に対して別途連絡する。
- ・ ヒアリングは、1社30分（提案内容説明15分、質疑応答15分）以内、入退室3分以内とする。提案者による提案内容説明については、設定した時間が超過した時点で直ちに終了とする。
- ・ 企画提案の説明及び質疑への応答は、必ず本業務の責任者もしくは現場責任者（プロジェクトリーダー等）が行うこととし、会場への入室者は計3名以内とする。
- ・ 会場には投影設備（プロジェクター、モニター等）を用意する。

- ・ やむを得ない事情がある場合を除き、ヒアリングに欠席又は遅刻した場合は、選定から除外する。
- ・ ヒアリングにおける提案内容説明等は提出済みの企画提案書一式を用いて行うこととし、追加資料等は受け付けない。また、企画提案書一式の内容以外の追加事項等は採点の対象としない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行状況等の事情により、オンラインにて審査を実施する場合がある。

7.3 審査結果

- ・ 一次審査の結果は令和8年7月21日（火）までに企画提案書一式の提出者全員に文書にて通知する。
- ・ 二次審査の結果は令和8年7月29日（水）までに優秀提案者全員に文書にて通知する。

7.4 その他

- ・ 審査の結果、総得点が高い場合でも、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は優秀提案者又は最優秀提案者としなないことがある。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ・ 一次審査で優秀提案者、二次審査で最優秀提案者とされなかった者は、上記の通知を受理した日から起算して10日（県の休日を除く）以内に、書面（様式自由）により理由について説明を求めることが出来る。

8. 契約の締結

二次審査の結果、最優秀提案者となった者を優先交渉権者として契約締結に向けて提案内容等について協議・調整を実施し、協議結果に基づく見積書を徴収して予定価格の範囲内であることが確認できた場合に随意契約により契約を締結する。

優先交渉権者との協議が整わず契約締結が見込めないとき又は優先交渉権者が契約締結までの間に「4.1 企画提案参加資格」に掲げた要件のうち一つでも満たさなくなった場合は、次点の提案者と契約締結に向けた協議を行う。

9. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- ア 企画提案に参加する資格のない者
- イ 申請書、企画提案書一式及びその他本企画提案に関連して、提出された書面に虚偽の記載をした者
- ウ 2件以上の企画提案をした者
- エ 審査会の委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めるなど、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

10. その他

10.1 その他

- (1) 参加表明後に企画提案書一式の提出を辞退する場合は、「企画提案不参加表明書（別紙様式第11号）」によるものとし、企画提案書一式の提出期限までに持参又は郵

送にて4. 4の場所に提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

- (2) 提出された企画提案書一式等の書類は、再提出、修正、追加又は撤回をすることはできない。また、提出された企画提案書類一式等の書類は返却しない。
- (3) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (4) 業者選定日から委託契約の締結までに、本実施要領において提示された企画提案参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、県教育委員会は、委託契約を締結しないことができる。企画が選定された事業者が、選定から契約締結の間に「4. 1 企画提案参加資格」に掲げた要件のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において本県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書一式の全てが選定するに至らない場合、もしくは企画提案書一式の提出がなかった場合は、契約締結候補者の選定がされないことや企画提案選定の中止等によることがある。
- (6) 本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。仕様書等の本県が交付する資料については、本企画提案以外の目的での使用、複写及び第三者への開示・提供等をしてはならない。
- (7) 選定された企画提案の内容については、本県と優先交渉権者による契約締結に向けた協議の過程で変更もしくは修正する場合がある。
- (8) 本業務の契約締結後、企画提案書一式に記した予定担当者、様式で提出した責任者等の変更は原則として認めない。変更が必要な場合は、変更しなければならない理由と変更前の担当者と同様以上のスキル・業務従事経験等を有することを証明する書類を添付して本県に届け出て、本県が承認した場合のみ変更を認めるものとする。
- (9) 本業務を進めるにあたっては本県担当者と密接な連絡・調整を行うものとする。この契約の成立及び効力その他の一切の事項については、日本国の法令に準拠するものとし、管轄裁判所は本県の所在地を管轄する裁判所とする。

資本関係又は人的関係がある者の同一案件への参加制限の基準

当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

イ. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

エ. 組合の理事

オ. その他業務を遂行する者であって、ア. から エ. までに掲げる者に準ずる者

- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他企画提案の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合